明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（三〇〇）　二

〔告　示〕

○特定非営利活動法人警備人材育成センターから住所の変更の届出があった件（**国家公安委**四二）　六

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　七

（**金融庁・法務・財務**五）

○水底線路の保護区域の指定を解除する件（**総務**三〇九）　八

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（**同**三一〇）

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一六八）

○日本国に帰化を許可する件（**同**一六九）

○食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一四）

○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**財務**二三六）　八

○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**二三七）

○職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**二七九）　九

○令和三規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（**経済産業**一六五）

○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（**国土交通**九六八）

○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（**同**九六九）　一〇

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（**同**九七〇）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（**同**九七一）

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**二二三）

○道路に関する件（**東北地方整備局**八八、八九）　二

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**九九、一〇〇）　二

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　二

〔褒　賞〕　二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（京都労働局最低賃金公示二、高知同一）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、特定保険募集人の所在の確知等、国営斜里飽寒別土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（政令第三〇〇号）（総務省）

一　森林環境税

1　森林環境税を課さないこととされている、前年の合計所得金額が一定の金額以下の者について、その金額を定めることとした。（第一条関係）

2　都道府県は、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を国に払い込む場合には、森林環境税に係る徴収金の額、その他必要な事項を速やかに国に通知することとした。（第二条関係）

3　森林環境税の免除の対象となる者は、次に掲げる者とすることとした。（第五条～第七条関係）

㈠　災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者

㈡　生活保護法の規定による生活扶助等を受けている者

㈢　失業又は廃業により収入が著しく減少したこと等の特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

4　市町村が都道府県を経由して国に対して報告する事項を当該年度分の森林環境税の納税義務者の数、同年度分の森林環境税の課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況等とすることとした。（第九条関係）

二　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。